

2020年6月30日

各 位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社  
(管理会社コード：13694)  
代表者名 取締役社長 菅野 暁  
問合せ先 商品開発グループ長 酒井 隆  
(TEL. 03-6774-5100)

## 「One ETF 国内金先物」の繰上償還（信託終了） および重大な約款変更実施決定のお知らせ

当社は、「One ETF 国内金先物」（証券コード：1683）（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、繰上償還（信託終了）および重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を実施するため、法令の規定に従い2020年6月30日に書面決議を行いました。この結果、書面決議において、基準日である2020年5月13日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成（信託約款の規定に従い、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が得られましたので、2020年7月31日に約款変更を実施し、2020年8月4日に繰上償還（信託終了）することとなりましたので、ここにお知らせいたします。

受益者の皆さまのご愛顧に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象投資信託

One ETF 国内金先物

#### 2. 繰上償還（信託終了）および付随する約款変更に関する日程

書面決議日	2020年6月30日（火）
買取請求開始日	2020年7月2日（木）
買取請求終了日 <sup>※</sup>	2020年7月21日（火）
約款変更実施日	2020年7月31日（金）
信託終了日	2020年8月4日（火）
償還金支払い開始日	2020年9月11日（金）

※2020年7月20日までに、当ファンドを保有されている証券会社のお取引店に書類の提出を行ったものが対象となります。

### 3. 東京証券取引所における売買に関する日程

「整理銘柄」への指定	2020年6月30日（火）
東京証券取引所における最終売買日	2020年7月31日（金）
上場廃止日	2020年8月1日（土）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

### 4. 繰上償還（信託終了）および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ・当ファンドの信託期間を無期限から2020年8月4日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還（信託終了）を実施します。
- ・繰上償還（信託終了）に伴い、償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

当ファンドは2010年2月12日に設定し、対象指標である商品先物取引価格（清算値）の値動きに連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。）を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年12月末時点の受益権口数が約1.4万口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（30万口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 5. 償還金のお支払いについて

償還金のお支払いについては、信託約款の定めに従い、信託終了日である2020年8月4日現在の受益者名簿に記録されている受益者に対し、2020年9月11日から支払い開始予定です。償還金額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金のお受取り方法は、受益者が証券会社に登録されている配当金等の受取方法によって異なります。

配当金等の受取方法	当ファンドの償還金の受取方法
・株式数比例配分方式	領収証（または払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
・配当金領収証方式	
・登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。
・個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して個別銘柄ごとに指定されている口座に振り込まれます。

※お取引のある証券会社に対して、例えば「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当ファンド以外に保有されている銘柄の配当金のお受取り方法も変更されてしまいますのでご注意ください。

(注1) 国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAが適用されないため、確定申告を行う必要があります。

(注2) 国内の個人受益者が特定口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還

金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告することで損益通算を行うことは可能です。（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

#### 6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還（信託終了）および付随する約款変更にかかる書面決議に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2020年7月2日から2020年7月21日まで\*の間、当ファンドの受託会社に対して、2020年5月13日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きにより請求することができます。なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

※買取請求期間の最終日（2020年7月21日）までに、受託銀行が受理したものが対象となりますので、受益者の皆さまは2020年7月20日までに、当ファンドを保有されている証券会社のお取引店に書類をご提出ください。

#### 7. 取得申込および一部解約申込の停止

当該繰上償還（信託終了）および付随する約款変更にかかる書面決議が可決されましたので、当ファンドの取得申込は2020年7月3日以降、一部解約申込は2020年7月31日以降、受付けないことといたします。なお、東京証券取引所における最終売買日は、2020年7月31日となります。

#### 8. 対象指数との連動終了予定について

繰上償還（信託終了）に備え、2020年7月27日に運用停止の投資行動（保有する商品先物取引の売却）を実施する方針であり、2020年7月28日以降、当ファンドの基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなる予定です。

## 投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 国内金先物

新	旧
<p><b>信託期間</b></p> <p>第5条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2020年8月4日までとします。</u></p>	<p><b>信託期間</b></p> <p>第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u></p>
<p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</b></p> <p>第37条 (略)</p> <p>③ <u>償還は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）とし当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金額を支払うことにより行います。</u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。</u>なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、<u>信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</u></p> <p>⑤ 前項に規定する償還金は、信託</p>	<p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</b></p> <p>第37条 (略)</p> <p>③ <u>償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。</u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>(新設)</p> <p>④ 前項に規定する償還金は、信託</p>

新	旧
<p>終了後40日以内の委託者の指定する日に、原則として信託終了日現在の名義登録受益者に対して、受託者または第18条第3項に規定する会員等から支払います。</p> <p>⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑦ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。</p>	<p>終了後40日以内の委託者の指定する日に、原則として信託終了日現在の名義登録受益者に対して、受託者または第18条第3項に規定する会員等から支払います。</p> <p>⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑥ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。</p>
<p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責</b></p> <p>第38条（略）</p> <p>③ 受託者は、一部解約金について第37条第7項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>（略）</p>	<p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責</b></p> <p>第38条（略）</p> <p>③ 受託者は、一部解約金について第37条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>（略）</p>
<p><b>収益分配金および償還金の時効</b></p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p><b>収益分配金および償還金の時効</b></p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上